

貯金事業からのお知らせ

退職される方は解約の手続きを
お願いします

●解約について

3月末日解約の対象者は組合員資格を喪失または任意継続組合員となる方です。

※他の共済組合への転出に伴い、当組合の組合員資格を喪失する方も含みます。

●手続きについて

「貯金払戻（解約）請求書」を所属所の締切日までに提出ください。

請求書の押印は、必ず届出の印鑑を使用してください。印鑑が相違している場合、振込みができませんので、確認する場合はお早めに共済事務担当課へお申し出ください。

●送金日について

3月解約による振込みは、3月30日（木）です。

※退職（資格喪失）日以降は、未解約の場合でも利息はつきません。

払戻及び解約送金日（※解約は第2回目に送金）

	送 金 日	
4月	第1回目	4月14日（金）
	第2回目	4月27日（木）
5月	第1回目	5月15日（月）
	第2回目	5月30日（火）
6月	第1回目	6月15日（木）
	第2回目	6月29日（木）

「貯金払戻（解約）請求書」の締切日は各所属所により異なりますので、共済事務担当課へお問い合わせください。

貯金現在残高通知書を送付します

平成29年3月末日における利息組入れ後の貯金額を記載した「貯金現在残高通知書」を平成29年4月中旬から下旬に送付する予定です。

なお、この通知書は原則再発行いたしませんので、大切に保管してください。

上記記事に関する
お問い合わせは

総務課福祉係

☎028-615-7805